

## 【重要／大阪府私学課】私立学校園における5月7日以降の対応（臨時休業等の措置）について

- (1) 5月7日（木）から10日（日）までは引き続き臨時休業とする（このことは5月1日（金）までに正式に通知します）。
- (2) 5月11日（月）以降の臨時休業等の措置については、5月7日（木）に改めて通知する。
  - ※ ただし、5月1日（金）までに緊急事態宣言の扱いが明らかとなり、府の方針が決定されれば、(1)(2)によらず、決定された内容を速やかに通知します。